第二の十五を次のように改める。

十五　受入可能期間の延長に係る意見聴取の適切かつ確実な実施

㈠　意見聴取に当たっての情報提供

受入事業主は、読替え後の労働者派遣法第四十条の二第四項の規定に基づき、過半数労働組合等（同項に規定する過半数労働組合等をいう。以下同じ。）に対し、受入可能期間を延長しようとする際に意見を聴くに当たっては、当該受入事業主の事業所等ごとの建設業務について、当該建設業務に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供の開始時（受入可能期間を延長した場合には、当該延長時）から当該建設業務に従事した送出労働者の数及び当該受入事業主に期間を定めないで雇用される労働者の数の推移に関する資料等、意見聴取の際に過半数労働組合等が意見を述べるに当たり参考となる資料を過半数労働組合等に提供するものとすること。また、受入事業主は、意見聴取の実効性を高める観点から、過半数労働組合等からの求めに応じ、当該受入事業主の部署ごとの送出労働者の数、各々の送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けた期間等に係る情報を提供することが望ましいこと。

㈡　十分な考慮期間の設定

受入事業主は、過半数労働組合等に対し意見を聴くに当たっては、十分な考慮期間を設けること。

㈢　異議への対処

イ　受入事業主は、受入可能期間を延長することに対して過半数労働組合等から異議があった場合に、読替え後の労働者派遣法第四十条の二第五項の規定により当該意見への対応に関する方針等を説明するに当たっては、当該意見を勘案して当該延長について再検討を加えること等により、当該過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めること。

ロ　受入事業主は、受入可能期間を延長する際に過半数労働組合等から異議があった場合において、当該延長に係る期間が経過した場合にこれを更に延長しようとするに当たり、再度、過半数労働組合等から異議があったときは、当該意見を十分に尊重し、受入可能期間の延長の中止又は延長する期間の短縮、受入可能期間の延長に係る送出労働者の数の削減等の対応を採ることについて検討した上で、その結論をより一層丁寧に当該過半数労働組合等に説明しなければならないこと。

㈣　誠実な実施

受入事業主は、読替え後の労働者派遣法第四十条の二第六項の規定に基づき、㈠から㈢までの内容を含め、受入可能期間を延長しようとする場合における過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合における当該過半数労働組合等に対する受入可能期間の延長の理由等の説明を行うに当たっては、誠実にこれらを行うよう努めなければならないものとすること。

第二の十七中「行えるよう、送出労働者」を「行えるよう、当該送出労働者」に、「努める等」を「努めること、送出事業主が健康診断等の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たって、当該措置に協力するよう要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこと等」に改める。

○厚生労働省告示第三百九十八号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二に規定により厚生労働大臣が定める講習

1　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二に規定する厚生労働大臣が定める講習（以下「雇用管理責任者講習」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、次項に定めるものとする。

一　講習を実施する者（以下「講習機関」という。）の施設、設備、講習の実施の方法その他の講習に関する事項が、雇用管理責任者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　講習機関の経理的及び技術的な基礎が、雇用管理責任者講習の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
平成二十二年度	株式会社建設産業振興センター	東京都港区虎ノ門四丁目三番十号
平成二十三年度	株式会社建設産業振興センター	東京都港区虎ノ門四丁目三番十号
平成二十四年度	株式会社建設産業振興センター	東京都港区虎ノ門四丁目三番十号
平成二十五年度	株式会社建設産業振興センター	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号
平成二十六年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
平成二十七年度	株式会社東京リーガルマインド	東京都中野区中野四丁目十一番十号

○厚生労働省告示第三百九十九号

港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、港湾労働法施行規則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

港湾労働法施行規則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習

港湾労働法施行規則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二に規定する厚生労働大臣が定める講習は、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項の規定に基づき港湾労働者雇用安定センターが行うこととされている同項第四号に規定する派遣元責任者に対する研修とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）